

利用者及び御家族の皆様へ

京 都 市

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（4月6日現在）

平素より、本市の児童福祉に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告される中、今後は感染をできる限り抑えることが重要になっております。

市立学校園の臨時休校（期間：4月10日～5月6日）に伴い、保育園等においても、4月30日までとしていた家庭保育の協力依頼について5月6日まで継続することとします。改めてお知らせします。

当施設におきましても、感染予防のための対応をしておりますが、御家庭におかれましても以下のことに御注意いただき、利用者の方に風邪の症状等が見られる場合は、速やかに、施設へ御連絡をいただきますようお願いいたします。

記

1 本市における対応

(1) 対応における基本的な考え方

- ・ 自宅等で子どもだけでは過ごすことができない場合等も想定されることから、保護者等の皆様に対して、可能な限り自宅での保育を要請したうえで、保育園等、私立幼稚園のうち保育を必要とする園児に対する預かり保育、学童クラブ事業は開所します。
- ・ 保育園等で実施している保護者等の皆様への「家庭保育の協力依頼」については、5月6日まで継続することとします。

(2) 子育て支援施設の対応一覧

別紙のとおり

(3) 利用者負担額（保育料）の取扱い

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、保育園等の登園を自粛した児童については、登園を自粛した日に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額する取扱いを行うこととしていますが、今回、家庭での保育の協力依頼の期間が5月6日まで継続したことから、保育料日割り計算の取扱いについても、5月6日まで継続いたします。

4月分以降の保育料については、いったん全額お支払いいただいたのち、後日還付額等についてお知らせを行う予定です。

2 利用者の皆様をお願いしたいこと

(1) 自宅での保育について

可能な限り、自宅での保育に御協力をいただくようお願いします。

(2) 感染症対策の徹底

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

(3) 利用前の健康観察の実施等

- ・ 利用前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ 利用者や御家族に発熱等の風邪症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は、無理をせず、当施設に連絡のうえ、利用を控えて、自宅で休養してください。
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当施設まで一報をお願いします。また、医療機関を受診した結果についても、当施設まで一報をお願いします。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

(4) その他

- ・ 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月6日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園，認定こども園，小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

保護者等に対し，可能な限り，家庭保育の協力を依頼したうえで，原則として開所します。

なお，家庭的保育の協力依頼は，一旦は5月6日までとし，以降は，状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し，緊急性が乏しい場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し，児童の状況等により，新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は，利用を控えていただくよう依頼したうえで，受入れを行うこととします。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ，各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから，家庭保育の協力を依頼したうえで，保護者のニーズ等，各園の事情を踏まえ，可能な限り受入に努めていただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

保護者等に対し，可能な限り，家庭保育の協力を依頼したうえで，原則として開所します。開所時間は，通常どおりとします。

なお，家庭保育の協力依頼は，一旦は5月6日までとし，以降は，状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 自由来館事業，つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから，休館・休所します。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校における対応を踏まえ，休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが，各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」は利用休止します。

会議室等の貸館については，感染拡大防止の観点から，主催者側に参加者の体調把握をしていただくとともに，密閉・密集・密接の3つの「密」を避け，不要不急の会議については控えていただくよう，主催者に依頼することとします。

(6) こども体育館、青少年活動センター、ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」など

休館・休所はしませんが、会議室等の貸館については、感染拡大防止の観点から、主催者側に参加者の体調把握をしていただくとともに、密閉・密集・密接の3つの「密」を避け、不要不急の会議については控えていただくよう、主催者に依頼することとします。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を中止するもの

以下事業は、近距離で会話等しながら実施、かつ、知識の提供や交流等を行うものであり、他の相談業務で代替可能であることから、中止します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか発達教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室 (所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

(2) 事業を継続するもの

以下事業は、乳幼児の発育・発達などの健康状態を確認する貴重な機会であり、対象者の影響が大きいことから、以下の点に留意したうえで、継続します。

① 健診前の受付場面における症状の有無の確認

受付場面においては、健診来所者の健康状態を尋ね、新型コロナウイルス感染症を疑う症状の有無を確認します。

症状がある場合は、帰宅を促し、別途の機会を案内します。

② 健診会場内の消毒・換気

健診来所者が触れやすい場所、物（おもちゃ、絵本等）は、アルコールや薄めた漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム水溶液）により、こまめに消毒します。

健診終了時には、部屋の換気を十分にいき、改めて上記の消毒を行います。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査 (4箇月・8箇月・1歳半・3歳)	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回

3 上記1、2の対応に係る期間の目途

5月6日まで

4 その他

上記「1」～「3」の取扱いについて、状況が変化した場合は、速やかに見直します。

(参考)京都市情報館ホームページより

新型コロナウイルス感染症とは

- ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
- 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。
- 新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。
- 重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特に御高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

※ 飛沫感染 … 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

※ 接触感染 … 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう

最初に現れる症状は、発熱・咳等で、普通の風邪と変わりませんが、普通の風邪よりも長引くことが特徴です。

発熱等の風邪の症状がみられる間は、学校や会社を休み、外出を控えて静養してください。

発熱等の風邪症状が見られたら、お近くの医療機関に相談・受診をしてください。その際には、毎日の症状や体温測定の結果を見せてください。

持病がある方や高齢の方は、できるだけ人ごみの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。